* 入居承継(名義変更)の流れ

県営住宅入居承継承認申請書

添付書類(戸籍謄本・住民票・所得を証明するもの)

提出(郵送)

群馬県住宅供給公社

審査

*若干、日数がかかります。

審査の結果(承認・不承認)

群馬県住宅供給公社

審査の結果、承認を得た方

契約書、入居者台帳等、名義の変更手続きに必要な書類を 郵送いたします

・新しく保証人を決めていただきます。

保証人の印鑑登録証明書・所得を証明するもの 保証人の運転免許証、保険証等(身分を証明するもの) あなたの印鑑登録証明書を揃えていただきます。

- ・ 入居時の敷金の保管証書 (領収書)が必要です。
- ・新しく家賃の3ヶ月分の敷金が必要です。

(今お預かりしている敷金は、名義が変更になった あと、お返しいたします。家賃に滞納がある場合 は、家賃に充当いたします。)

指定日までに書類を揃えて公社に来て手続きをしていただきます。

群馬県住宅供給公社

(指定日変更可)

・書類を確認させていただきます。

翌月の1日付けで名義が変更になります。

なお、後日決定書が郵送されます。

* 名義の変更が出来るのには条件があります。

名義人の死亡または離婚による配偶者への変更。

60歳以上の同居者。

障害のある同居者。(程度により出来ない場合もあります。)

- *家賃・駐車料の滞納があると、名義変更ができない場合があります。
- *現在の名義人が死亡した場合以外は申請書に実印、また印鑑登録証明書が必要になります。